



# 刑法第134条，個人情報保護に関する法律第23条

## ——歯科医師の守秘義務

### 社会歯科学会

歯科医師が職業倫理として守秘義務を負っていることは言うまでもありません。守秘義務がなければ、患者は安心して歯科医師に自らの病状等を説明することができず、医療が成立しないことすら考えられます。

#### ■歯科医師の守秘義務

同様の観点から、法律上も歯科医師には守秘義務が定められています。刑法第134条第1項（秘密漏示罪）では、「医師」又は医師であった者が、「正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する」と定められています。ここで言う「医師」とは医師と歯科医師の両者を含みます。歯科衛生士法や歯科技工士法には、業務上知り得た秘密を漏らした場合の罰則が個別に定められていますが<sup>※1</sup>、歯科医師法に同様の規定がないのは、刑法で定められているためです。ただし、守秘義務違反があっても、被害者が捜査機関に対し、被害を申告し処罰

※1：歯科衛生士法第13条の6、第19条、歯科技工士法第20条の2、第31条。

することを求めなければ、刑事裁判になりません（親告罪）。

本条の「正当な理由」に該当する場合としては、

- ・法令で定められている場合
- ・第三者の利益を保護する場合
- ・本人の同意がある場合

等が挙げられます。そのため“児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときに児童相談所等に通告する場合<sup>※2</sup>”や“災害時における要援護者の安否確認のために提供する場合<sup>※3</sup>”等は「正当な理由」に該当するものとして、秘密漏示罪を構成しないものと考えられます。

なお、歯科医師は、正当な理由なく業務上知り得た人の秘密を漏らした場合には、民事的にも「債務不履行」として損害賠償責任を負う可能性があります。患者との診療契約の付随義務として、守秘義務を負っていると解されているからです（東京地裁平成11年2月17日判決）。

※2：児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項。

※3：「災害時における要援護者の個人情報提供・共有に関するガイドライン」。

刑法第134条第1項 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

個人情報の保護に関する法律第23条第1項 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

#### ■個人情報保護法の規制

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）でも、本人の同意なく個人情報を第三者へ提供することは原則として禁じられています。同法について、厚生労働省が「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」および同ガイドラインに関するQ&A（事例集）を作成し、ホームページで公開していますので、ぜひ一度、これを熟読されることをお勧めいたします<sup>※4</sup>。

例えば“高齢者虐待事例で関係機関に高齢者の個人情報を提供する際、高齢者本人の同意を得ることが難しい場合に提供は可能か”等の問題について回答がなされています。

歯科医師が守秘義務を遵守すべきことは当然ですが、併せて、個人情報の適切な取扱いが求められていることも自覚しなければなりません。

※4：個人情報保護法上、「個人情報取扱事業者」としての義務を負うのは、小規模事業者を除くものとされています。しかし、法令上の義務を負わない小規模な医療機関についても、同ガイドラインは、これを遵守する努力を求めるものとされています。